

- 所轄庁等  
採用又は雇用しようとする者により次のとおりです。
  - ・ 宮城県教育委員会：押印不要
  - ・ 仙台市教育委員会：教育委員会を代表する者
  - ・ 石巻市教育委員会：教育委員会を代表する者
  - ・ 国立大学法人宮城教育大学：学長
  - ・ 宮城県内に学校を設置する学校法人：理事長

経 由	所轄庁等 令和2年1月10日
	印

様式第11号の2【記入例】

所轄庁等	〇〇市教育委員会
------	----------

## 教育職員検定及び特別免許状授与願書

令和 2 年 1 月 10 日

宮城県教育委員会 殿

「本籍地」は「都道府県名のみ」を記入  
「住所」は「現に住んでいる所」を記入

本 籍 地 宮 城 都・道・府 **県**

免許状の氏名表記は、JISコード  
第1水準及び第2水準の文字による  
表記となります。  
【例】「高」は「高」になります。

住 所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

(フリガナ) メンキョ タロウ

氏 名 免 許 太 郎 (自署)

生年月日(性別) 昭和54年12月10日 **男** 女

「消せるボールペン」は使用禁止です。  
(他の様式についても同様です。)

連絡先電話番号 090-9999-9999

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。  
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出  
する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類 **高等学校教諭特別免許状**
- 2 教科又は事項 **看護**

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

- 3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

検定手数料	
<b>収入証紙</b> 1,000円 宮 城 県	<b>500円</b> 宮城県収入証紙
宮城県収入証紙 (1,700円)	
<b>200円</b> 宮城県収入証紙	

授与手数料	
<b>収入証紙</b> 3,000円 宮 城 県	<b>300円</b> 宮城県収入証紙
宮城県収入証紙 (3,300円)	

経 由	所轄庁等
	令和 年 月 日

様式第11号の2

所轄庁等	
------	--

## 教育職員検定及び特別免許状授与願書

令和 年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日(男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 免許状の種類
- 教科又は事項

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

検定手数料
宮城県収入証紙 (1,700円)

授与手数料
宮城県収入証紙 (3,300円)